

亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務

2. 業務目的

本業務は、新庁舎の整備を行うにあたり、新庁舎の規模や機能、位置等整備に関する基本的な考え方について、市民や各種団体等広く意見を聴取しながら調査・検討し、市民の利便性の向上と防災や災害時の拠点としての機能強化が図られるよう、新庁舎整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を支援する業務である。

3. 業務期間

契約締結の日から平成 33 年 3 月 25 日（平成 31 年度・平成 32 年度）

4. 業務場所

亀山市内

5. 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、本仕様書に基づくとともに、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の資格を有する技術者を配置すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において知り得た個人情報等を他人または外部に漏らさないこと。

6. 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結の日から 10 日以内に「業務計画書」を発注者に提出し、承諾を得ること。
- (2) 「業務計画書」には、次の事項を記載すること。
 - ① 検討する業務内容
 - ② 業務遂行方針
 - ③ 業務の詳細工程
 - ④ 業務実施の組織体制
 - ⑤ 統括責任者（主任技術者）、担当技術者一覧表及び経歴書
 - ⑥ 業務フローチャート
 - ⑦ 打合せ計画
 - ⑧ その他発注者が必要とする事項
- (3) 前項に定める事項に追加又は変更が生じた場合は、速やかに発注者に文書により届出を行い、承認を得ること。

7. 業務内容

受託者は、亀山市の上位計画や関連計画等と整合を図り、発注者が策定した「亀山市新庁舎建設基本構想」を基に次の事項を整理し、基本計画を策定するものとする。

①新庁舎に必要な機能

- ア. 基本構想で抽出した機能の導入に向けて具体的に整理し、提案する。
- イ. 各庁舎に分かれた行政機能の集約について整理し、集約によって必要となる機能を提案する。

②規模及び配置計画等

- ア. 発注者の示す条件を基に新庁舎及び駐車場等の規模を試算する。
- イ. 敷地における庁舎の配置を提案する。
- ウ. 効率的な窓口の配置や市民の動線等を考慮し、フロアの構成を作成する。

③建築構造の方針

- ア. 耐震構造、免震構造及び制震構造の3つの構造パターンを比較し、候補地にあった最適な構造を想定し提案する。
- イ. 国や県の指針、市の計画等に適合し、環境に配慮した庁舎を検討するための資料を作成する。
- ウ. ユニバーサルデザインの採用により、誰もが利用しやすい庁舎となるよう様々な機能等の事例を提供する。
- エ. イニシャルコスト及びランニングコストが抑制できる構造を提案する。

④新庁舎の建設候補地の評価及び選定の整理

- ア. 現在地を含む5箇所程度の建設候補地について、地理的条件や登記等の現況を調査し、候補地ごとにカルテを作成する。
- イ. 各場所のメリット・デメリットを整理する。
- ウ. 候補地における経済波及効果についても調査する。

⑤事業計画

- ア. 従来型公共事業方式（直営方式）やPPP/PFI等、事業手法の比較検討を行うための資料を作成し、評価及び事業手法選択の理由等を整理する。
- イ. 概算事業費を試算する。

⑥会議等の運営支援

- ア. 庁内検討委員会（4回程度）に提出する会議資料の作成を支援する。
- イ. 外部委員で構成する検討委員会（4回程度）に提出する会議資料の作成を支援する。

⑦市民ワークショップの開催（3回程度）

- ア. 基本計画策定に向けて、ワークショップ形式での意見交換を実施するにあたり、開催内容や講師・ファシリテーター等を企画提案する。なお、ファシリテーター等に係る費用も委託料に含むものとする。
- イ. ワークショップで使用する資料の作成を支援する。
- ウ. ワークショップに参加し、市民意見の集約および進行を行う。会議開催後には、開催結果を整理する。

8. 成果品

各業務の成果品は、次に掲げるものを各2部提出するものとする。（別途電子データも

提出すること。)

- ① 亀山市新庁舎整備基本計画
- ② 建設候補地カルテ
- ③ その他策定支援業務における成果報告書

9. その他

(1) 打合せ等

業務の実施にあつては、発注者と十分打ち合わせを行い、作業を進めることとする。

(2) 委託料の支払い

年度毎に受託者からの完了報告を受け、発注者が検収したあと、各年度の予算の範囲内で完了分の委託料を支払うこととする。

(3) 著作権等

本業務のために作成した図書等の著作権、著作権は発注者に帰属するものとする。

(4) 環境負荷の軽減

本業務の遂行に当たっては、節電、アイドリングストップなど省資源や省エネに努めるなど、環境負荷の軽減に十分配慮すること。

(5) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項の解釈について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受託者が協議の上、これを定めることとする。